

---

■種別:個人

■氏名:香山 隆

---

融資関連手数料の取り扱いについて、

実務指針 293-3 においては、

「契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある」と記載があります。

一方、収益認識に関する会計基準の適用指針第 4 項においては、

「契約を履行するための活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転する場合を除き、履行義務でない。」とされ、同指針第 60 項により、履行義務でない場合はコストの見積もりから除外されることになり、一定期間で認識することとなります。これは、実務指針の記載と整合しないのではないのでしょうか？

例えば、融資実行時に徴求した手数料が審査や当該商品の企画等の契約に係る諸業務に対応するものであった場合、実務指針では、金利水準の調整する手数料でなければ、一時点で収益を認識できることとなりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針では、当該活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転するものでないことから、一定期間にわたり収益認識することとなります。

金融商品会計に関する実務指針(案)

293-3

(前略)

例えば、契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある一方、一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する場合があると考えられる。また、貸付金に関連する手数料のうち、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができると考えられる。

収益認識に関する会計基準の適用指針 第 4 項

契約を履行するための活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転する場合を除き、履行義務でない。例えば、サービスを提供する企業が契約管理活動を行う

場合には、当該活動によりサービスが顧客に移転しないため、当該活動は履行義務でない。

#### 収益認識に関する会計基準の適用指針 第 60 項

契約締結活動(例えば、契約のセットアップに関する活動)又は契約管理活動で発生するコストの一部に充当するために、返金が不要な支払を顧客に要求する場合があります。当該活動が履行義務でない(第 4 項参照)場合、履行義務の充足に係る進捗度をコストに基づくインプット法により見積る(第 22 項参照)にあたっては、当該活動及び関連するコストの影響を除く。